

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 8 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 6 号

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第 1 条 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める
条例(平成 2 6 年函館市条例第 5 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「または同条」を「もしくは同条」に改め、「場合」の後ろに「または同条第 1 0 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「事項」の後ろに「(法第 6 条の 3 第 1 0 項第 3 号に掲げる事業(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあつては、第 1 号および第 2 号に掲げる事項)」を加え、同項第 3 号中「地域型保育事業者」の後ろに「(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項および第 7 項において同じ。)」を加え、同条第 7 項各号列記以外の部分中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。)」の後ろに「または満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の後ろに「または事業所」を加える。

第 1 9 条第 6 号中「利用定員」の後ろに「(満 3 歳以上限定小規模

保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」および「小規模保育事業C型」の後ろに「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の後ろに「または第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の後ろに「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）もしくは大学院において、心理学を専修する学科，研究科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人および集団心理療法の技術を有するものまたはこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）または障害児の療育に関する知識および経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識および経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師，看護師または准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行

うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師または准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師または准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等および特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当

該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「，同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する次号」と」を削る。

附則第3条中「地域型保育事業者（」の後ろに「満3歳以上限定小規模保育事業者および」を加える。

（函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「次項」の後ろに「および附則第3項」を加える。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「の規定」の後ろに「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、附則に次の1項を加える。

3 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項および第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士および保育従事者の数に関する部分に限る。）は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第1条（函館

市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例第3条、第7条第1項および第7項、第19条、第28条、第30条第2項、第36条、第49条ならびに附則第3条の改正規定を除く。) および第2条ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。